

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和6年12月10日

県南広域振興局長 小 島 純

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) ゼビオホールディングス株式会社

(イ) 株式会社ホットマン

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングパーク水沢 奥州市水沢佐倉河慶徳81番地ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の所在地

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

(ウ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

エ 変更の年月日

(ア) 平成18年2月20日

(イ) 平成15年2月27日ほか

(ウ) 平成15年2月27日ほか

オ 変更の理由

(ア) 住居表示の変更のため

(イ) 設置者の名称及び代表者の変更のため

(ウ) 小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年11月27日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 有限会社サトウ企画

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ネクスス北上店 北上市北鬼柳18地割35番地ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和3年10月1日

オ 変更の理由 小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年11月27日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパースポーツネクサス一関店 一関市山目字大槻32番地ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和6年3月15日

オ 変更の理由 小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年11月27日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所